

2010年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度の「中間報告」も「負担増か医療抑制か」の二者択一をせまり、後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、2012年4月からの介護保険制度改定にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、料理・買い物・掃除など生活援助は保険給付外とするなど給付制限をすすめるようとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。
- ②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。
- ③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

減免につきましては制度の趣旨を踏まえ、収入状況・居住地以外の資産の状況及び健康保険の扶養状況等を個別に確認し実施していきたいと考えています。

- ★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

市民税世帯非課税者の方に対し、施設サービスやショートステイを利用した場合、食費及び住居費(滞在費)に対して利用者負担額の一部を軽減しています。

- ③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

院内介助については、医師の意見書、医療機関の院内介助未対応を確認の上実施しており、一律に制限を設けておりません。

- ★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

本年3月末に地域密着型介護老人福祉施設(29人)、グループホーム(2ユニット)完成予定です。

- ★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

田原市福祉専門学校において、介護福祉士の人材を養成しております。

(2)高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

昼食の配食サービスは、週5回実施しています。1食当たりの自己負担額は食事代実費分(500円)です。介護施設の食事代においても、原則食事代は自己負担でありますので、在宅の場合でも原則自己負担であるべきとの見解です。

会食方式により一緒に食事をすること、あるいは調理ボランティアによる食事の提供など、楽しい時間を過ごして頂けるよう検討してまいります。

さらに、閉じこもり予防の一環として、平成11年度からひとり暮らし高齢者を対象とした会食方式を支援するため、市単独で各校区に奨励金として助成しておりまして、校区で知恵を出して、多彩な会食会が行われております。

- ★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

地域で住む高齢者を地域で支えていく仕組みとして、自治会に対し福祉活動奨励金を支出し、見守り、安否確認等の活動を行っています。

社会的支援の必要な65歳以上のひとり暮らし高齢者に対し、週1回ホームヘルパーを派遣し家事援助などの支援をしています。また、介護認定を受けている方に対しては、介護保険対象とならない日常生活上の援助、家の周りの手入れや軽微な清掃を実施しています。

イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

本市における外出支援としましては、①70歳以上の高齢者を対象にタクシー券又はバス券(バス・電車共用券)を交付(年間6,000円)、1～2級の下肢、体幹、視覚障害者・1級の内部障害者・Aの知的障害者・1～2級の精神障害者(年間12,000円)②福祉有償運送利用料金の助成(上限3,500円×24枚)の実施、③バス路線のない地域では、1コインバス「ぐるりんバス」を運行、④渥美老人福祉センター利用の高齢者を対象とした無料送迎バスの運行を一般財源より実施しています。

ウ.宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

社会福祉協議会が実施する高齢者の地域での「居場所」、「生きがい」、「つながり」の場として健康維持体操、創作活動等の内容の「シルバーサロン事業」の運営費に補助しております。

す。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

60歳以上の世帯を対象としたバリアフリーでLSA対応のシルバーハウジングを2箇所30戸設置しています。今後も必要に応じ設置していきます。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

要介護認定者は、介護の手間のかかり具合により介護度が決まるものであり、障害の程度とは異なるという判断に基づき、要介護度をもって一律に障害の程度を判断するのではなく、個別に障害の程度を判断しております。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

市民に対する周知方法として確定申告時に広報に掲載、介護保険サービス利用者につきましては個別通知の「介護給付通知書」の中でお知らせし、また地域ケア会議の中でケアマネジャーへの周知を徹底するなどの方法を取っているため申請のあった方に対し主治医意見書において該当であると確認できれば、その都度認定書を交付していく方針です。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

医療費の一部負担金については、高齢者の医療の確保に関する法律で定められており、また、後期高齢者医療制度は、愛知県後期高齢者医療広域連合により運営されています。

現在、非課税のひとり暮らし高齢者を後期高齢者福祉医療制度の対象としており、すべての非課税世帯を対象とすることは、大きな負担になると考えられますので、拡大は考えていません。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

後期高齢者広域連合で定める要綱等に準じて対応していきたいと考えています。

なお、現在資格証明書の発行者はいません。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

県補助制度、県下自治体の今後の動向を踏まえながら対応していきたいと考えています。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

平成20年4月から中学校3年生まで全額助成、現物給付としており、更なる拡大については、考えていません。

★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

産前健診は14回の助成をしております。産後健診については、近隣市の状況を踏まえ検討していきます。

- ③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

就学援助制度については、経済の動向に注意しながら、真に援助が必要な家庭の状況把握に努め、経済的な理由による就学困難な児童生徒がなくなるよう、認定基準を検討していきます。

申請の受付は、教育委員会の窓口でも可能ですが、認定にあたっては、家庭の状況や子どもの就学状況など、所得の状況だけでなく、校長の意見、民生委員の意見等をふまえて総合的に判断するため、原則は学校での受け付けとしています。なお、本市においては、申請手続きに民生委員の証明は必要ありません。

- ④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

給食費は、食材の実費を徴収しております。(調理する人などの人件費・光熱水費等は含まれていません。)

学校給食の無料化は、何らかの財源措置(国・県)が無ければ市単独では財政的に難しいと考えております。

その支払いに困る方は、生活保護や就学援助で対応していきたいと考えております。

4. 国保の改善について

- ★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

国民健康保険の広域化については、新たな後期高齢者医療制度と併せて検討・対応していきたいと考えています。

- ★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

国保税については、給付と負担のバランスに配慮し、適正な税額となるよう配慮してまいります。軽減制度については、7・5・2割及び非自発的失業者への軽減を行い、さらに、低所得者層には、1・2割の減免制度及び災害減免制度を導入しております。また、失業等による生活困窮者についての減免制度を設けていますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無

視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

国保税滞納世帯への対応については、短期の被保険者証を発行し、更新時に納付相談を実施し、生活状況を把握し早期納付を促しているところです。資格証明書については、支払能力があるにもかかわらず再度の催告等にも応じない悪質な滞納者に対しては、被保険者資格証明書交付予告書を送付するなど、発行はやむをえないものと考えています。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

一部負担金の減免等については、被保険者の生活が困窮し、一部負担金の支払いが困難と認められる場合に行うことができ、減額については、基準生活費の115%を超え130%以下の場合と定めております。制度の周知については、広報誌等で周知していきたいと考えております。

5. 障がい者施策の充実について

- ★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

自立支援医療の利用者の方で、身体障害重度、精神障害の方については、それぞれ市の障害者医療が適用され、現在身体の方は全額無料、精神障害の方についての通院に関しては無料となっております。移動支援等地域生活支援事業については、国、県の補助金が統合補助金であり、全額が補助されない状況ではありますが、サービスの支給上限等は設定せず、ご本人様の地域生活に必要なサービス量の支給を行っています。障害者程度区分認定については、認定調査員の研修を市独自で行い、本人様からの聞き取り方法等を強化する等の充実を図って、適正な認定区分が決定できるよう努めております。

その他項目については、障がい者総合福祉法(仮称)策定のための、障がい者制度改革推進会議等の動向に注視し、市で対応できるものがあれば検討していきます。

- ②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

ホームヘルパー増員に関しては、市立田原福祉専門学校のヘルパー講座の無料受講実施により担い手の育成に努めております。グループホーム、ケアホームに関しては、設置については国、県の補助制度を促しておりますが、運営に関しては市独自の補助制度を策定し、利用者の方が安心して生活できる基盤づくりをしています。

6. 健診事業について

- ★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

特定健診、がん検診、歯周疾患検診は無料で行っております。実施時期は通年ではなく一定期間を設けております。これは、受診後の要指導者等へ精密検査の受診や健康教育への参加を勧奨する期間が必要であるためです。

検診方式は胃がん・乳がん・子宮がん検診において個別医療機関委託・集団健診ともに実施しています。

- ②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。
35歳から39歳までの健康診査「健康応援健診」を無料で実施しています。

7. 予防接種について

- ★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。
高齢者肺炎球菌ワクチンについては、平成22年度から助成額2,000円で実施しています。

- ②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。
子宮頸がんワクチン接種の助成に関する予算を国が平成23年度概算要求したように、今後、こうした予防接種に対する様々な動きがあるものと考えています。こうした状況に留意しながら国への働きかけを検討してまいります。

8. 生活保護について

- ★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。
憲法25条に規定する理念に基づき制定された生活保護法を遵守し、相談時には生活保護の申請意思と急迫性の確認を必須とするなど、生活保護が必要な人の保護申請を手助けし、保護申請から決定までを原則2週間以内として、早急に保護費を支給しています。

- ②就労支援や生活指導を個別に丁寧におこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。
現状で、基準を上回る正規職員(現業員、査察指導員)を配置し、被保護者への就労指導や生活指導を個別丁寧に行っています。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。
- ②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。
- ⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。
- ⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

以上